

福障第 3034 号
令和 2 年 12 月 11 日

市内障害者施設 施設長様
(施設入所支援・障害児入所支援)

寝屋川市福祉部障害福祉課
課長 勝浦由紀子

障害者施設における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る
ガイドライン遵守の要請及び衛生用品の配付について（通知）

平素は、本市障害福祉行政に御協力いただき、ありがとうございます。

さて、令和 2 年 11 月 20 日付け福障第 2748 号文書でお知らせいたしましたとおり、本市独自に「寝屋川市新型コロナウイルス感染症対策における高齢者・障害者施設運営に関するガイドライン」を策定し、当該ガイドラインを適切に運用いただけるよう、使い捨て手袋を配付したところですが、今般、その他の衛生用品（フェイスシールド、ペーパータオル、ペーパータオルホルダー）につきましても、下記のとおり配付いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、使い捨て手袋の配付を受けられていない場合は、同時に配付いたしますので、御準備の程よろしくお願いいたします。

なお、ガイドラインをまだ受領されていない場合は、事業所分のガイドラインを配付いたします。後日、ガイドラインの運用状況について、障害福祉課で確認をさせていただき予定としておりますので、御協力をお願いいたします。

現在のところ、当該衛生用品の追加配付は予定しておりません。必要な場合は、市の新型コロナウイルス衛生管理体制確保支援等事業補助金（以下「市補助金」といいます。）などを活用し、各施設において確保くださいますようお願いいたします。

記

1 配付日時

令和 2 年 12 月 21 日（月） 午前 10 時 00 分～正午

2 配付する衛生用品の種類・個数

- (1) フェイスシールド 800 枚
- (2) ペーパータオル 2箱 (84 束)
- (3) ペーパータオルホルダー (壁掛け用) 3 個

3 引渡場所

市立保健福祉センター (旧総合センター裏)

※ 市立保健福祉センターの立体駐車場を直進・左折し、旧のシルバー人材センター事務所前までお越してください。

4 備考

- (1) 引渡場所が狭いため、引渡日時は遵守してください。どうしても都合がつかない場合や、配付を辞退する場合は、障害福祉課まで御連絡ください。
- (2) 原則として法人ごとに配付いたしますので、同法人の別事業所分につきましても、お持ち帰りくださいますようお願いいたします。

【連絡先】

寝屋川市福祉部障害福祉課 山本・松井・尾崎

Tel:072-838-0382 (直通)

Fax:072-812-2118

Email:syougai@city.neyagawa.osaka.jp